

熊本県福祉総合相談所常勤職員代替臨時的任用職員 (一時保護児童等対応職員) 募集について

熊本県福祉総合相談所常勤職員代替臨時的任用職員(一時保護児童等対応職員)を募集します。

1 採用予定人数、業務内容及び勤務場所

| 予定人数 | 業務内容 | 勤務場所 |
|------|---------------------------------|------------|
| 1名 | 児童相談所における一時保護児童の支援等業務(夜間宿直を含む。) | 熊本県福祉総合相談所 |

2 受験資格

- ・児童福祉業務の実務経験を有する者又は次のいずれかの資格を有するもの
 - ・社会福祉士
 - ・教職員免許
 - ・保健師
 - ・看護師
 - ・保育士

※ただし、次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

- ・日本国籍を有しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 勤務条件

(1) 任用期間:

採用予定者と協議して決定した日～令和5年3月31日

(2) 勤務時間:①8時30分～17時15分

②10時00分～翌10時00分(うち22時00分～翌5時00分は宿直時間)

※②の勤務については、該当児童受入時のみで月4～5回とする。

(3) 給与月額:150,600円～

(4) 諸手当:通勤手当、住居手当、宿日直手当、期末勤勉手当など

勤務が6月を超えた場合は退職手当

(5) 社会保険等:地方公務員等共済組合法の定めるところによる。

4 試験の日程等

(1) 日時 :応募者と協議して決定した日

(2) 場所 :熊本県福祉総合相談所(熊本市東区長嶺南2丁目3-3)

(3) 試験の方法:小論文試験(筆記試験)及び面接試験(個別面接による口述試験)

- (4) 持参するもの:筆記用具(鉛筆、消しゴム等)、運転免許証等の身分の証明ができる物
※時計は、計時機能だけのものに限りませう。
- (5) 合格発表 :試験終了後5日以内 ※電話で連絡します。

5 応募の方法等

(1) 応募書類

以下の書類を郵送又は持参してください。

・履歴書

・ハローワークで交付される紹介状(ハローワークを通じて申込みを行う場合)

(2) 受付期間:随時(採用者が決定した時点で締め切ります)

・持参の場合:午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日を除く)

・封筒の表に「常勤職員代替臨時的任用職員申込」と朱書きしてください。

連絡先(申込先)

〒861-8039 熊本市東区長嶺南2丁目3-3

熊本県福祉総合相談所(中央児童相談所)

電話番号 096-381-4451 担当:西山・林

6 採用方法等

- ・合格者については、「福祉総合相談所(中央児童相談所)常勤職員代替臨時的任用職員合格者名簿」に登録し、名簿の成績上位者から採用します。
- ・合格の有効期間は、合格発表の日から任用期間までとします。

7 試験結果の開示について

- ・この試験の結果については、熊本県個人情報保護条例の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が身分証明書を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に、直接上記【連絡先】へおいでください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けできません。
- ・電話、はがき等による請求では開示できませんので御注意ください。
- ・担当者が不在の場合がありますので、予め連絡をお願いします。